

議員提出議案第 1 号

川崎市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 1 1 2 条及び川崎市議会会議規則第 1 3 条の規定により提出いたします。

平成 2 0 年 2 月 1 9 日

川崎市議会議長 鎚 木 茂 哉 様

提出者	川崎市議会議員	大 島	明
	”	東	正 則
	”	嶋 崎	嘉 夫
	”	廣 田	健 一
	”	松 原	成 文
	”	潮 田	智 信
	”	飯 塚	正 良
	”	青 山	圭 一
	”	小 林	貴美子
	”	岩 崎	善 幸
	”	後 藤	晶 一
	”	竹 間	幸 一
	”	佐 野	仁 昭

川崎市議会委員会条例の一部を改正する条例

川崎市議会委員会条例（昭和31年川崎市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「市民局」を「市民・こども局」に、「経済局」を「経済労働局」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

提 案 理 由

川崎市事務分掌条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、この条例を制定するものである。